平成２６年（フ）第５９号
長崎県大村市木場２丁目653番地２
債務者　朝長　友美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６０号
長崎県諫早市永昌町25番１号　市住１棟103号
債務者　山口　明子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６２号
長崎県大村市三城町622番地１、前住所長崎県大村市福重町680番地
債務者　清水　虎春
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第６３号
長崎県大村市三城町622番地１
債務者　溝道　啓子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２０９号
沖縄県那覇市字松川65番地１　宮里アパート201
債務者　金城　清喜
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第１７号
岩手県上閉伊郡大槌町小鎚第19地割字野々向117番地１　大槌町小鎚第11仮設団地１－３、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町桜木町５番20号　コーポ芳賀Ｂ
債務者　阿部八重子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１９号
岩手県釜石市片岸町第３地割10―４、住民票上の住所岡山県新見市哲西町大野部2951番地１
債務者　毛利　太一
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第１７号
宮城県本吉郡南三陸町入谷字桜沢421番地１
債務者　佐藤真友子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２６年（フ）第２２６号
石川県かほく市上田名ホ74番地、従前の住所金沢市押野３丁目673番地
債務者　奥野　孝昭
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第８０号
長野市大字北長池1459番地１
債務者　中野　寛子
1　決定年月日時　平成26年８月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第９１号
長野市吉田２丁目18番23―55号　吉田広町団地Ｂ棟
債務者　北澤　良子
1　決定年月日時　平成26年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４０号
長野県安曇野市穂高柏原1437番地３
債務者　森田　啓子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２５４号
岐阜市粟野西５丁目577番地７
債務者　堀田　　孝
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２５５号
岐阜市粟野西５丁目577番地７
債務者　堀田かしく（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１１４２号
名古屋市瑞穂区片坂町１丁目７番地　エステートツゲⅠ101号
債務者　廣石　和久
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６６号
滋賀県湖南市吉永60番地
債務者　青松正美こと　沈　　正美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで
大津地方裁判所民事部